

諮問番号：平成28年度諮問第2号

答申番号：平成28年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

熊本市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し、平成28年5月31日付け東保護発第〇〇〇号で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

熊本地震により住居たる賃貸物件が大規模半壊となり、平成28年5月から家賃が発生しないとの理由で住宅扶助費（〇〇〇円）が削除され分割削減されたが了承していない。災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合が住宅維持費に当たるのならば、同じく災害に伴う車上暮らしの経費（水道光熱費など）も住宅維持費と解されて差し支えない。

本件処分は広域災害と法律を理解しておらず無効である。

#### 2 審査庁

審理員意見書どおり本件処分に違法不当な点は認められず、本件審査請求に理由はないため、棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### （1）本件に係る法令等の規定について

本件処分に係る生活保護の事務については、法、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)に基づいて行われている。

## (2) 本件処分の適法性について

処分庁が、審査請求人の平成28年4月の熊本地震の被害状況に係る事実等を確認の上、局長通知第7-4(1)ア及び同通知第7-4(2)アに基づき住宅扶助を削除し、同年5月分保護費として生活扶助費〇〇〇円を支給したことは適切である。また、本件処分は正当な理由のもとに行われており、法第56条で禁じられた不利益変更には当たらない。

加えて、平成28年5月分住宅扶助について、処分庁は、局長通知第10-2(8)に基づき同年6月以降の保護費において過払金として収入認定し、同通知第8-1(5)に基づき6か月で分割認定しており、同年6月分保護費を〇〇〇円と決定したことは適切である。

さらに、処分庁は、被保護者の生活実態を十分調査の上、本件処分を決定し、審査請求人に対して文書で本件処分を通知しており、法第25条第2項に基づき適切に変更手続を行っている。その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

平成29年2月 7日 審査庁からの諮問書の受理

同年3月 6日 調査審議

同年3月22日 調査審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 生活保護の実施に係る事務について

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務である。同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(以下「処理基準」という。)を定めることができるとされ、これに基づき、厚生労働大臣は、処理基準として局長通知を定めている。

## (2) 住宅扶助の削除等について

法第14条は、住宅扶助の範囲につき、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものと規定している。そして、処理基準たる局長通知第7-4(1)アにおいて、住宅費につき、「居住する住居が借家若しくは借間であって、家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること」とされている。さらに、同通知第7-4(2)アにおいて、住宅維持費につき、「現に居住する家屋の修理又は補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること」とされている。

したがって、第一号法定受託事務である生活保護の住宅扶助の決定においては、処理基準たる局長通知に従って住宅費及び住宅維持費の認定を行うことが通常予定されている。

本件で、平成28年5月1日以降、審査請求人はアパート管理会社に対して家賃、間代、地代等及び現に居住する家屋の修理又は補修その他維持のための経費を要したとの事実は認められない。

また、審査請求人は、車上暮らしとなると車の整備及び水道光熱費が家屋とは別に必要であるとして、かかる災害に伴う車上暮らしの経費も住宅維持費と解されて差し支えないと主張する。しかし、住宅維持費は、現に居住する家屋及び家屋に従属する設備等の補修費として支給されるものであり、また、水道光熱費は生活扶助として支給されるものである。したがって、車上暮らしに係る経費を住宅維持費として支給することはできない。

以上より、処分庁が処理基準たる局長通知に従い住宅費及び住宅維持費を支給しないものと認定し、住宅扶助(〇〇〇円)を削除し、平成28年5月分保護費として生活扶助費を〇〇〇円と決定したことについて、違法又は不当な点はない。

## (3) 住宅扶助削除に伴う過払金の収入認定について

過払金の収入認定について、処理基準たる局長通知第10-2(8)は、「扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(略)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない」とし、同通知第8-1(5)は、過払金を「6か月以内の期間にわたって分割認定」できるとする。

したがって、第一号法定受託事務である生活保護の決定においては、処理基準たる局長通知に従って過払金の収入認定が行われることが通常予定されている。

本件では、平成28年5月分の住宅扶助を削除し扶助費支給額の変更決定を行ったことで、既に支給済みであった平成28年5月分保護費につき〇〇〇円の返納額が生じている。

したがって、処分庁が処理基準たる局長通知に従い返納額〇〇〇円を、同年6月以後6か月にわたり毎月〇〇〇円ずつ分割して収入充当額として計上し、同年6月分保護費を生活扶助費〇〇〇円と決定したことに、違法又は不当な点はない。

#### (4) 変更手続等について

法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。

本件で、処分庁は、審査請求人が居住していたアパートの被害状況についての現地調査やアパート管理会社への家賃の支払い状況の確認等を行い、被保護者である審査請求人の生活状況を十分調査の上で変更決定を行い、平成28年5月31日付けの保護決定通知書によって審査請求人に対して通知している。したがって、処分庁は、「被保護者の生活状態を調査」し、「書面をもつて、これを被保護者に通知」しており、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、法第56条の不利益変更の禁止を主張するが、本件処分は法第25条第2項に基づき保護の変更が行われ、かつ、その手続も適法であるため、「正当な理由」のもとになされたものであり、法第56条で禁じられた正当な理由を欠く不利益変更には当たらない。

その他、本件処分において違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、棄却されるべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第6 付言

審査会の判断及び結論は以上のとおりであるが、調査審議を踏まえて、以下の点について付言する。保護の変更決定に際しては、被保護者の権利・利益を考慮し、実施機関においては、被保護者に対する丁寧な対応を心掛けることが望ましい。

熊本県行政不服審査会

部会長 大脇 成昭

委員 田端 史郎

委員 仲次 利光